

令和3年2月2日

各 位

船橋市総合体育館・船橋市武道センター指定管理者  
公益財団法人船橋市文化・スポーツ公社

船橋市総合体育館及び船橋市武道センターの指定管理者変更について（ご案内）

いつも船橋市総合体育館（船橋アリーナ）及び船橋市武道センターをご利用いただき、誠にありがとうございます。

船橋アリーナについては平成6年2月の開設時から、武道センターについては平成9年4月から「公益財団法人船橋市文化・スポーツ公社」が管理運営させていただいておりますが、令和3年4月1日から新たに「ふなばしスポーツ健康パートナーズ」様が、指定管理者となることが、令和2年船橋市市議会において議決されました。

長い間、管理運営を通して、皆様方の健康増進と文化・スポーツの普及振興に携わることができましたのは、ひとえに皆様方のお力添えのお陰と、深く感謝申し上げます。一部業務を受託しておりました住友不動産エスフォルタ株式会社（トレーニング室・温水プール・各種スクール業務担当）、ニュー船橋株式会社（船橋アリーナ施設管理及び清掃業務、武道センター受付業務担当）、東京企業株式会社（船橋アリーナ受付業務担当）をはじめ、管理者一同改めて御礼申し上げます。

なお、令和3年4月以降の管理運営方法、利用料金及び教室開催等につきましては、「ふなばしスポーツ健康パートナーズ」様から改めてご案内申し上げます。

改めまして、長い間、ご利用ご支援いただき、誠にありがとうございました。

【お問い合わせ先】

現指定管理者 公益財団法人船橋市文化・スポーツ公社  
船橋市総合体育館 電話 047-461-5611  
船橋市武道センター 電話 047-422-0122

令和3年2月2日

各 位

船橋市総合体育館・船橋市武道センター指定管理者  
公益財団法人船橋市文化・スポーツ公社

船橋市総合体育館及び船橋市武道センターの指定管理者変更及び新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う施設一部休館並びに施設利用料教室受講料の還付等について（ご案内）

いつも船橋市総合体育館（船橋アリーナ）及び船橋市武道センターをご利用いただき、誠にありがとうございます。

別紙でご案内しました指定管理者の変更並びに新型コロナウイルス感染拡大防止のため一部休館、教室の休講に伴い発生する教室受講料の還付等の対応につきまして、下記及び別紙のとおりご案内申し上げます。

#### 記

- 1 一部休館等内容（総合体育館及び武道センター共通）について  
→別紙「[ご案内1](#)」を参照ください
- 2 船橋アリーナ主催の各教室受講料の還付について  
→別紙「[ご案内2](#)」をご参照ください
- 3 施設利用回数券をお持ちの方へ  
→別紙「[ご案内3](#)」を参照ください
- 4 月極券（船橋アリーナトレーニング室及び温水プール）をお持ちの方へ  
→別紙「[ご案内4](#)」をご参照ください
- 5 ポイントカードをお持ちの方へ  
→別紙「[ご案内5](#)」をご参照ください
- 6 駐車場プリペイドカードをお持ちの方へ  
→別紙「[ご案内6](#)」をご参照ください
- 7 プライベートボックスをご契約いただいている方へ  
→別紙「[ご案内7](#)」をご参照ください
- 8 スクール欠席振替券をお持ちの方へ  
→別紙「[ご案内8](#)」をご参照ください
- 9 船橋アリーナスクール欠席による受講プログラムの振替をご検討の方へ  
→別紙「[ご案内9](#)」をご参照ください

【お問い合わせ先】 ※令和3年3月31日まで  
現指定管理者 公益財団法人船橋市文化・スポーツ公社  
船橋市総合体育館 電話 047-461-5611  
船橋市武道センター 電話 047-422-0122

## 別紙

### ご案内1 一部休館等内容（船橋アリーナ及び武道センター共通）について

期間 令和3年1月9日（土）から令和3年2月7日（日）まで  
※状況により休館期間が延長される場合が有りますので電話やホームページでご確認ください

内容 ①個人利用施設の休館及び専用利用施設の新規予約不可。また専用利用施設について、19時以降のご利用は極力お控えください。  
②船橋アリーナ及び武道センター主催の教室・スクール・イベントは、令和3年3月末まで全て休講となります。

### ご案内2 船橋アリーナ主催の各教室受講料の還付について

対象 令和2年12月分（休講分のみ）、令和3年1月、2月、3月分教室受講料支払済のお客様  
対応 返還申出書を同封しておりますので、ご本人もしくは保護者が持参し、総合案内事務室へお申出ください。

持参 申出書・利用者カード・領収書（紛失の場合はお申出ください）

期間 令和3年2月8日（月）から令和3年3月28日（日）、午前9時から午後5時まで  
※上記期間を過ぎると船橋アリーナでは還付できませんのでご来館の上お手続きをお願いします。

### ご案内3 施設利用共通回数券お持ちの方へ

対象 令和2年12月26日からの休館期間に有効期限が重なっているお客様  
対応 延長対応ではなく残回数に応じる還付となります。ご本人もしくは保護者が持参し、総合案内事務室にてお申出ください。

持参 利用者カード・領収書（紛失の場合はお申出ください）

期間 令和3年2月8日（月）から令和3年3月28日（日）、午前9時から午後5時まで  
※上記期間を過ぎると船橋アリーナでは還付できませんのでご来館の上お手続きをお願いします。

備考 個人利用施設の休館等に伴い、回数券の販売を当面中止させていただきます。  
令和3年4月1日以降の回数券の運用方法については、決定次第、館内掲示やホームページにてご案内申し上げます。

### ご案内4 月極券（船橋アリーナトレーニング室及び温水プール）をお持ちの方へ

対象 令和2年12月26日からの休館期間に有効期限が重なっているお客様  
対応 延長対応ではなく該当期間に応じる還付となります。ご本人もしくは保護者が持参し、総合案内事務室にてお申出ください。

持参 利用者カード・領収書（紛失の場合はお申出ください）

期間 令和3年2月8日（月）から令和3年3月28日（日）、午前9時から午後5時まで  
※上記期間を過ぎると船橋アリーナでは還付できませんのでご来館の上お手続きをお願いします。

備考 個人利用施設の休館等に伴い、月極券の販売を当面中止させていただきます。

**ご案内5** 船橋アリーナ・武道センターポイントカードをお持ちの方へ

対応 現在、次期指定管理者様と協議中ですが、極力3月中にご利用または商品と交換してください。決定次第案内申し上げます。  
令和3年4月1日以降のポイントカードの運用方法については、決定次第、館内掲示やホームページにてご案内申し上げます。

**ご案内6** 船橋アリーナ駐車場プリペイドカードをお持ちの方へ

対応 現在、次期指定管理者様と協議中です。4月以降の利用方法や未使用分の対応につきましては、決定次第、館内掲示やホームページにてご案内申し上げます。

**ご案内7** 船橋アリーナプライベートボックスご契約の方へ当該

対象 令和3年1月以降のプライベートボックス利用料を支払済のお客様  
対応 延長対応ではなく休館該当期間に応じる還付となります。ご本人もしくは保護者が持参し、トレーニング室で還付申請書を受け取り記入、その後、総合案内事務室にてお申出ください。  
持参 利用者カード・領収書（紛失の場合はお申出ください）  
期間 令和3年2月8日（月）から令和3年3月28日（日）、午前9時から午後5時まで  
※上記期間を過ぎると船橋アリーナでは還付できませんのでご来館の上お手続きをお願いいたします。  
備考 トレーニング室脇プライベートボックスは、次期指定管理者様でも引き続き対応予定です。継続利用希望の方は、4月以降にトレーニング室へお申出ください。  
なお、解約をご希望の方は、還付のお手続きと同時に荷物をお持ち帰りください。

**ご案内8** 船橋アリーナ欠席振替券をお持ちの方へ

対象 有効期限が令和2年12月26日以降を含んでいる欠席振替券をお持ちのお客様  
令和2年8月以降の教室の月謝支払い済みで欠席、かつ、還付しておらず、振替券未発行のお客様  
対応 令和3年3月28日（日）までにご来館の上発行及びご利用ください。  
持参 （欠席振替券発行時は）利用者カード・（施設利用時は）発行した欠席振替券  
備考 期間中に発券したが欠席振替券をご利用いただけない場合、粗品（エコバッグ等）と交換することも可能です。（在庫限先着順・1人1個まで。交換期限は3月28日までとなります。）

**ご案内9** 船橋アリーナスクール欠席による受講プログラムの振替ご検討の方へ

対応 令和3年3月末までの全てのスクールにおいて休講が決定しておりますので、申し訳ございませんが受講プログラムの振替対応は承ることができません。欠席振替券での対応となります。  
上記**ご案内8**を参照ください。

**【4月以降の利用に関するお問い合わせ先】**

電話：047-461-5611（船橋市総合体育館）

担当者：ふなばしスポーツ健康パートナーズ 代表企業 コナミスポーツ株式会社 問い合わせ担当